

令和 6 年度品川区児童福祉審議会
議事録（要旨）

令和6年度品川区児童福祉審議会

日時：令和6年10月17日（木）19:00～20:00

場所：品川区児童相談所1階第1・第2会議室

1. 開会
2. 委員紹介
3. 事務局紹介
4. 品川区児童福祉審議会について
5. 委員長・副委員長の選出
6. 部会の設置について
7. 品川区児童相談所について
8. その他
9. 閉会

(配付資料)

- 【資料1】 令和6年度品川区児童福祉審議会委員名簿
- 【資料2】 品川区児童福祉審議会事務局名簿
- 【資料3】 品川区児童福祉審議会条例
- 【資料4】 品川区児童福祉審議会条例施行規則
- 【資料5】 品川区児童福祉審議会運営要綱
- 【資料6】 品川区児童福祉審議会部会設置要綱
- 【資料7】 令和6年度品川区児童福祉審議会部会名簿（案）
- 【参考1】 品川区児童相談所リーフレット
- 【参考2】 品川区児童相談所開設周知チラシ

1. 開会

■事務局

- ・令和6年度品川区児童福祉審議会を開催する。委員長が選任されるまでの間、事務局が進行を務める。
- ・当審議会は原則公開で、議事録作成のため録音を行う。議事録は会議資料と併せて、区ホームページでの公開や区議会への報告を予定している。
- ・本日は会場参加が9名、オンライン参加が3名、欠席が1名。
- ・傍聴者0名。

2. 委員紹介

*委員紹介を行った。

3. 事務局紹介

*事務局紹介を行った。

4. 品川区児童福祉審議会について

■事務局

- ・資料3「品川区児童福祉審議会条例」について説明を行った。本条例が品川区児童福祉審議会設置の根拠となる。
- ・第1条、当審議会は児童福祉法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、区長の附属機関として設置する。
- ・第3条、組織は委員18人以内とし、第4条において、委員の任期を2年とし、再任を妨げないとしている。
- ・第5条、委員長および副委員長を置き、委員の互選により決定することとしているので、後ほど皆様からご選出いただきたい。
- ・第6条、審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとしており、出席した委員の過半数で議事を決することとしている。本日は、会場、オンラインにて総勢12名の委員の皆様が出席しているため、当審議会は成立する。

5. 委員長・副委員長の選出

■事務局

- ・品川区児童福祉審議会条例第5条2項において、委員の互選により委員長、副委員長を定めることとしている。委員の皆様の中から選出していただきたい。
- *委員長に大竹委員、副委員長に宮島委員が選出される。
- *以降、委員長が進行を務める。

6. 部会の設置について

■事務局

- ・資料6「品川区児童福祉審議会部会設置要綱」について説明を行った。本要綱は部会の運営について定めたものである。
- ・品川区児童福祉審議会では、里親部会、子どもの権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会、保育部会の4つの部会を設置する。部会の所掌事項は、品川区児童福祉審議会部会設置要綱第2条2項以下に記載のとおりである。
- ・部会の構成員は、品川区児童福祉審議会条例施行規則第3条1項において、部会の構成員は委員のうちから委員長が指名することとしている。事務局の案として、資料7「令和6年度品川区児童福祉審議会部会名簿（案）」のとおり考えている。
- ・各部会の部会長は部会員の互選により決定するため、後日、各部会の開催時に部会長を選出いただきたい。
- ・部会の議決については、品川区児童福祉審議会条例第8条2項に基づき、部会の議決を当審議会の議決としたいと考えている。

■委員長

- ・ご異議等ないため、部会の議決をもって審議会における議決とする。
 - ・部会の委員を指名させていただく。私としては、事務局から示されている資料7「令和6年度品川区児童福祉審議会部会名簿（案）」のとおり組織したいと考えている。
- *委員からの異議なく、資料7「令和6年度品川区児童福祉審議会部会名簿（案）」のとおり決定。

7. 品川区児童相談所について

■児童相談所長

- ・10月1日品川区児童相談所の事業を開始。東京都品川児童相談所と品川区児童相談所の名称が似ているため、ひと月前にチラシを関係機関、公共の場に置き、特に品川区民、品川区の子どもたちが間違えないよう力を入れて周知した。
- ・「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」という設置理念の下に、長年の準備期間を経て10月1日に児童相談所を開設。基礎自治体が設置する児童相談所は地域との距離の近さが強みとなるため、地域、関係機関、子どもや家庭と非常に密着した形で、迅速かつ丁寧な相談支援を行っていけるような仕組みを考えてきた。
- ・大きな特徴として、児童虐待の通報、通告、相談に関して、これまでは東京都の児童相談所と子ども家庭支援センターと、二元的な窓口で相談対応していたものを品川区児童相談所に一元化した。
- ・10月1日より、オンラインを使用し、緊急受理会議を子ども家庭支援センターと合同で実施。共通のリスクアセスメントシートを用い、案件について検討、議論のうえ、役割を分担して対応している。

■委員

- ・虐待の通告の窓口は児童相談所に一本化したとお話にあったが、児童相談所ではなく子ども家庭支援センターに、児童相談所と協同で行っていくべき相談が入った場合の会議の開催方法、双方の合意の取り方について教えていただきたい。

■児童相談所長

- ・合同の緊急受理会議、合同の援助方針会議、あるいは判定会議については、双方からの声かけで随時開催する形を取っている。子ども家庭支援センターからの声かけで始まることも、児童相談所から声をかけることもある。品川区という同じ組織の中の機関のため声をかけやすく、それぞれの立場で発言が出来ているように思う。

■委員

- ・児童相談所を開設したということは人事の異動の時期も一緒に来るとのこと。中堅ぐらいになると皆異動してしまうので、児童福祉の、児童相談の専門家をどう育てていくのか、人材育成が課題になる。今から考えておかないと大変だと思っているので、改めてお願いしておきたい。

■委員

- ・先ほどの説明で、子どもたちに区児童相談所と東京都品川児童相談所を間違えないように周知したというお話があったが、小学校、中学校対象で行ってきたということか。

■児童相談所長

- ・開設前に、今年度に入ってから区内の小中学校全て、私が直接各校を訪問し、校長先生、副校長先生にご説明している。10月1日から現行の東京都品川児童相談所と子ども家庭支援センターの仕組みがどう変わるのかの説明と、東京都品川児童相談所の名称が変わらないまま目黒区と大田区を所管して業務を継続するため、その違いをご説明している。
- ・また、子ども向けの児童相談所のカードを全小中学生に配布することになっている。今月中に各校に配布するため、そういった形でより周知していく。配布の際には保護者宛ての説明文も添える予定となっている。

■委員

- ・児童相談所だと遠くの存在で、子どもにとったらあるのも知らないという状況がこれまでだったと思うが、一人一人にそうやって知らせていくというのはとても大事なことだと思う。

8. その他

■事務局

- ・今後のスケジュールについて確認を行った。

9. 閉会

■委員長

- ・令和6年度品川区児童福祉審議会を終了とする。

— 了 —